

辺長を表示すること。
なお、官民境界確定部分は、
辺長を確定協議書に整合させること。

宅地及び公共施設毎に求積し、
土地利用計画図に準じて着色すること。

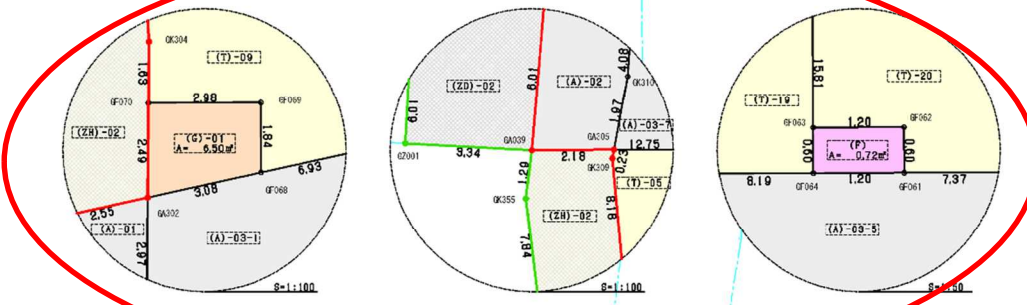
施設区分別に凡例を設けて
着色すること。

〔開発区域〕 土地利用計画表				
区分	用途	面積(㎡)	比率(%)	備考
建築物敷地	宅地 (T)-n	8877.73	62.24	67区画 敷地面積(基準地) 1300㎡
建築物敷地	道路 (A)-n	3699.65	25.93	幅員約 29.50m・区画 26.00m
建築物敷地	避難用通路 (B)	176.44	1.24	
建築物敷地	水路 (S)-n	127.02	0.89	
建築物敷地	調整池 (M)	603.21	4.23	
公共施設用地	児童遊園地 (K)	492.02	3.45	1箇所 (基準地 14264.32㎡)
公共施設用地	防火水槽用地 (F)	0.72	0.01	1箇所 (基準地 0.06㎡)
公共施設用地	防火水源地 (Y)	10.00	0.07	防火水槽1基・標準1基
公共施設用地	下水道用地 (P)	50.00	0.35	圧送ポンプ施設
公共施設用地	ごみ集積所 (G)-n	19.50	0.13	3箇所 (基準地 0.25㎡/120㎡)
公共施設用地	集会所用地 (C)	208.03	1.46	
合 計		14264.32	100.00	

〔開発関連区域〕 土地利用計画表				
区分	用途	面積(㎡)	比率(%)	備考
公共施設用地	道路 (ZD)-n	65.31	20.70	大津市道
公共施設用地	法定外道路 (ZH)-n	227.46	72.10	
公共施設用地	法定外水路 (ZS)	22.70	7.20	法定外用地
合 計		315.47	100.00	

〔造成協力地〕 土地利用計画表				
区分	用途	面積(㎡)		備考
造成協力地		95.48		
合 計		315.47		

土地利用計画表を表示すること。
面積は小数点以下第2位まで表示すること。



測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。

緑地がある場合、緑地求積図を添付すること。

原則公共座標を求積とすること。(関連区域及び造成協力地はCAD求積で可とする。)
原則公共座標を使用すること。

凡 例	
――	開発区域線
――	開発区域境界線
――	境界線
――	造成協力地

事業名	〇〇〇事業
事業場所	大津市〇〇〇一丁目
事業主	〇〇株式会社
設計者	〇〇株式会社 大津 太郎
製図年月日	令和 〇年 〇月 〇日 縮尺 1/300
図面名	求積図
図番	16